

春日井市文化芸術選奨要綱案

(目的)

第1条 この要綱は、春日井市の文化芸術の向上発展に貢献し、業績が顕著な者を表彰することにより、本市の文化芸術の振興を図ることを目的とする。

(表彰)

第2条 市長は、春日井市における文化芸術の向上発展に貢献し、業績が顕著な者に対し、春日井市文化芸術選奨を贈り、これを表彰する。

(表彰の対象分野)

第3条 表彰の対象とする分野は、次のとおりとする。

- (1) 芸術（文学、音楽、美術、書、写真、演劇、舞踊その他の芸術）
- (2) メディア芸術（映画、漫画、アニメーション、コンピュータその他の電子機器等を利用した芸術）
- (3) 伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他我が国古来の伝統的な芸能）
- (4) 芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能）
- (5) 生活文化（華道、茶道）、国民娯楽（囲碁、将棋）、その他の生活に係る文化
- (6) その他（芸術文化評論、放送等）

(表彰の対象者)

第4条 表彰の対象となる者は、本市に住所若しくは活動拠点を有する個人若しくは団体又は本市にゆかりのある個人若しくは団体とする。

(表彰の種類及び基準)

第5条 表彰の種類及び基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 文化芸術功労賞 本市の文化芸術の向上に貢献し、その業績が顕著な個人又は団体に授与する。
- (2) 文化芸術賞 本市の文化芸術の各分野において一定の活動実績があり、将来にわたって一層の貢献が期待できる個人又は団体に授与する。
- (3) 文化芸術奨励賞 文化芸術の各分野における一層の向上と本市の文化芸術の向上に将来にわたって貢献することが期待できる個人又は団体に授与する。

(表彰の推薦等)

第6条 各賞の受賞候補者については、個人又は団体から推薦を受ける。ただし、自薦も可とする。

- 2 表彰の推薦（自薦）をしようとする者は、所定の期日までの間に、春日井市文化芸術選奨推薦書（様式第1号又は様式第2号）に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。

(審査)

第7条 各賞の受賞候補者の審査、選考については、春日井市文化振興審議会（以下「審議会」という。）でこれを行う。

- 2 審議会は、受賞候補者の審査、選考を行い、その結果を市長に報告する。
- 3 審議会は、必要に応じて、委員以外の者に説明又は意見を聴くことができる。

(表彰の方法)

第8条 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。

(追彰)

第9条 表彰を受けることに決定した者が表彰の期日前に死亡したときは、その者の遺族に対して追彰する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年〇月〇日から施行する。